

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和7年2月17日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 岩下 幸司

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

旭川開発建設部管内 地域共創の取組に関する作業補助業務

(本業務は、旭川開発建設部管内における、道北連携地域「地域づくり推進ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)及び「道北地域づくりアクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)の推進に必要な、発注者の作業補助を行うことを目的とする。)

(2) 業務内容

- 1) 計画準備
- 2) ビジョンの更新等に関する作業
- 3) アクションプランの推進に必要な支援及び作業補助
- 4) 報告書作成

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月18日まで

2 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一)「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること、または、令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一)の申請を令和7年1月31日までに先行受理(定期受付)されている者であること。

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時まで競争参加資格の決定を受けていること、または、令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一)の申請を令和7年1月31日までに先行受理(定期受付)されている者であること。

- (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 技術者等に関する要件
配置予定技術者に知する要件は、次のとおりとする。
 - ①管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績
管理技術者は、(6)の「企画提案書を提出するものに対する要件」に示される実績を有すること。
 - ②担当技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績
担当技術者は、(6)の「企画提案書を提出するものに対する要件」に示される実績を有すること。担当技術者が複数の場合は1名以上が実績を有していれば良い。
- (6) 業務実績に関する要件
企画提案書を提出する者に対する業務実績に関する要件は、以下のとおりとする。
平成26年度以降に完了した業務において、次の同種又は類似業務いずれかの実績を有すること。なお、受注実績回数は問わない。
同種業務：北海道開発局が発注した北海道内における地域づくりに関する業務
類似業務：北海道内における地域づくりまたは地域活性化に関する業務

3 手続等

- (1) 担当部局
〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号
北海道開発局 旭川開発建設部 契約課 契約課長補佐
電話 0166-32-2379 電子メール：hkd-as-juhin@gxb.mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ア 交付期間
令和7年2月17日（月）から令和7年4月17日（木）まで（土曜日、日曜日を除く毎日、9時から16時まで）
 - イ 交付場所
(1)に同じ
 - ウ 交付方法
交付場所において直接交付する。ただし、上記交付場所での交付を受けることが困難な場合（郵送等を希望する場合）は、上記3(1)の担当部局に連絡すること。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和7年3月10日（月）12時00分 上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）によること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務に係わる見積決定及び契約締結は、当該業務に係わる令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする（本業務にかかる見積決定及び契約締結は令和7年4月17日とするが、当該業務にかかる令和7年度予算成立が4月18日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする）。
- (9) その他の詳細は説明書による。